

平成二十年六月二十四日受領
答弁第五六五号

内閣衆質一六九第五六五号

平成二十年六月二十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が「社会通念に照らしてあってはならない」と認識している特定の

国会議員と同省との過去の関係に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成二十年六月六日内閣衆質一六九第四四七号）三から五までについて及び七について並びに先の答弁書（平成二十年六月十七日内閣衆質一六九第四九四号）三について等でお答えしたとおりである。

四から八までについて

お尋ねについては、御指摘の時期から既に十年以上の年月が経過しており、外務省において保管している文書からは、御指摘の「要請書」の存在は確認できなかつたことから、お答えすることは困難である。

九から十一までについて

先の答弁書（平成二十年六月十七日内閣衆質一六九第四九四号）九についてでお答えしたとおりである。
十二について

お尋ねについては、渡邊正人経済協力局技術協力課長（当時）及び安部忠宏在ヴェトナム日本国大使

館参事官（当時）に対し、懲戒戒告処分が行われ、また、西村六善経済協力開発機構日本政府代表部特命全権大使（当時）及び篠田研次在ロシア日本国大使館公使（当時）に対し、嚴重訓戒処分が行われた。